

第 35 回 大阪市都市景観委員会 会議要旨

1 開催日時 平成 25 年 7 月 1 日（月）午後 5 時 00 分～午後 7 時 00 分

2 開催場所 ヴィアーレ大阪 4 階 ヴィアーレホール

3 出席者

（委員） 澤木 委員長、嘉名 委員長職務代理者、阿部 委員、下村 委員
高崎 委員、中嶋 委員、橋寺 委員 福田 委員

（大阪市）生駒 計画調整局建築指導部長、國松 都市整備局企画部長

上田 建設局公園緑化部長、田中 港湾局営業推進室長

山野 交通局鉄道事業本部建築部長

河合 建設局管理部路政課長、植木 教育委員会事務局生涯学習部研究主幹

森 天王寺区役所市民協働課シティ・プロモーション担当課長代理

正垣 建設局総務部企画課長代理

（事務局）佐藤 都市計画局長、角田 開発調整部長、山田 都市景観担当課長

大倉 都市景観担当課長代理、奥谷 担当係長

4 議 題

（1）委員長の互選等について

（2）都市景観資源について

（3）デザイン性の高い（デジタルサイネージ含む）広告物によるまちなみの魅力向上
に向けた検討について

（報告）御堂筋の活性化について

5 議事要旨

（1）委員長の互選について

委員の互選により澤木委員が委員長に選任された。澤木委員長が嘉名委員を委員長職務代理者として指名した。

（2）都市景観資源について

都市景観資源に関して、事務局より登録までの流れや審査対象物件等について、天王寺区役所森課長代理より募集概要と結果及び、各物件の概要等の説明を行った。

（審議内容、委員からの主なご意見及び事務局の回答等）

○特定の地域を対象としにくいもの、重複するようなものはこれまでどうしてきたのか。

⇒明確な物件の範囲については区役所と協議しながら決定している。また、重複に関しては、委員の皆様へに審査いただいた結果により個別か一体とするかを決定している。一体で登録する際は取り込んだ物件の名称を物件名称に含めるなど調整している。

○所有者の意向確認について、審査を行い登録候補となったが、所有者が拒否されたことにより、登録とならなかったケースはあるのか。

⇒所有者様などが登録にご理解いただけない場合は、意向を尊重するという判断で、登録をしないということもあった。

(委員から天王寺区役所への質問及びその回答等)

○物件そのものに加え、物件からの風景なども一緒に考えていくことが重要ではないかと思われる。今後どのように活用していくのか？また、推薦に挙がってこなかったものにはどのようなものがある、どのように活用していくのか。

⇒公園ライトアップなどのイベント自体が挙がっており、写真なども送られてきている。写真はパネルにして区内の各イベントで紹介するなどの活用を行っている。また、区ホームページに順次掲載している。

(3) デザイン性の高い(デジタルサイネージ(※)含む)広告物によるまちなみの魅力向上に向けた検討について

事務局から、建築美観誘導制度対象路線沿道における現行の誘導基準・協議実績、デザイン性の高い広告物によるまちなみの魅力向上事例及びデジタルサイネージの普及状況、規制誘導方策(例)などの説明を行った。

※デジタルサイネージとは
屋外・店頭・公共空間・交通機関など、あらゆる場所で、ネットワークに接続したディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するシステムを総称して「デジタルサイネージ」と呼びます。(デジタルサイネージコンソーシアムより引用)

(審議内容、委員からの主なご意見等)

○今までの広告物というのは固定で、ある一定の場所や壁面に出てくるというのを前提につくられているため、瞬間的に浮かびあがるものなどについては、そもそも制度が合っていない。

○ビル中高層階の情報発信モニターや建物全体が光るなど幾つかのパターンがあるため、それぞれどのような対応を行うか検討が必要。

○内容により設置の可否を決めるには相当煩雑な基準が必要となるし、どのように誘導していくかも難しい。行政で判断するのか、それとも地域で審査していただくという方法もあるかと考えられるため、よく議論する必要がある。

○御堂筋の南の方と本町から北では場所性として大分違っている。なんば周辺の景観が北まであまり伸びすぎないという工夫も一部必要ではないか。場所にもよるため、詳細に事例も見ながら対応していく必要があるのではないかと。

○一件毎にアドバイザーに相談するのか、都市景観委員会で審査するのか、方法も含めて検討する必要がある。

○法律的に許可制にするのか届出制にするのかでは大きな違いになる。「良好な」とか、「見目がよるしい」といったような曖昧な表現を使用して許可要件にするのはかなり厳しい。

○許可制にするのであれば、かなり明確で客観的な基準の提示が求められることになる。許可制か、それとも、届出制にして指導的なやり方で誘導していくのかといったような規制手法の問題というのは重要な論点になるため、慎重な議論が必要である。

○現在、既に御堂筋の南側で広告物なのか、建築物の意匠の一部なのか分かりにくい事例

- もあり、どこまでの範囲をどのように対象と考えるかももう少し整理する必要がある
- 夜間の景観の中の位置づけというのも考える必要がある。夜間の景観がどのようにあるべきで、その中でこういった動く広告物などやファサード全体が光るものをどこまで認めるのか。
 - 一定の沿道を規制したとしても、他の規制していないエリア等が目立ってしまうということもある。そうすると規制の効果やガイドラインの効果が発揮できないということもあるため、そのあたりをもう少し考えていくべきではないか。
 - 会議などで設置の可否を判断する場合、数が多くなると会議も増え過ぎる。内容について地域の中においてアドバイザーを雇って、協議を図り判断していただくということも必要ではないか。
 - エリア分けは前提として必要。規制でルール化していただくだけではなく、積極的にデザインをつくっていくような仕組みを同時に運用する必要がある。地域の人たちによる協議、地区計画、特区化など様々な方法も考えられる
 - 守るというより、つくっていくという姿勢が反映された制度が特に心齋橋より南のほうでは必要。
 - 割と大型の動く映像というのが想定されていると思うが、そういったものが見える位置というのがないと設置されない。少し広がりのあるところだったら、想定されるが、街路沿いの規制なのか、それとも駅前なのか、他の市では駅前など、割とピンポイントの点としての場所での緩和や規制という事例があるため、色々なシミュレーションを試みる必要があるのではないか。

(まとめ)

夜間景観に関する景観計画の中での議論、景観をつくっていくという部分など全体的な議論を踏まえながら位置づけていく

また、次回までに

- ・基準を見直すことのメリット・デメリットの整理
- ・課題の整理とともにフォトモンタージュの作成による検証
- ・広告事業者及びデザイナーへのヒアリング

を事務局側で実施。

(報告) 御堂筋の活性化について

事務局から、都市計画審議会にて検討された「御堂筋の活性化」について報告を行った。